

保健所のエイズ検査は無料・匿名で受けることができます！

～6月1日から7日はHIV検査普及週間です～

HIVは後天性免疫不全症候群（エイズ）を発症させるウイルスです。令和5年は全国で新たに960人のHIV感染者・エイズ患者が報告されました。鳥取県でも毎年数名の発生が報告されています。



HIV感染を早期に発見し早期に治療を開始・継続すれば、エイズの発症を防ぐことができ、感染判明前と同じ生活を送ることが期待できるようになりました。治療を続け、体内のウイルス量が減少すれば、他の人への感染リスクは大幅に低下することも確認されています。

保健所検査日のお知らせ

6月2日(月)・9日(月)・23日(月) 午後1時～3時30分 ★要予約



WEB予約はこちらから

※ 梅毒・クラミジアの検査もできます。

※ エイズ検査のみ、当日中に結果が分かる迅速検査も実施します。

※ 感染の可能性がある機会から3か月経過後の検査をお勧めします。

※ 保健所のエイズ検査では、被保険者証等は不要で、氏名も伺いません。

問合せ先

鳥取市保健所保健医療課

☎0857-30-8533

人権のまど



6月1日は 人権擁護委員の日です



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された人で、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、人権擁護の日と定め、「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設しています。智頭町では毎月上旬に総合センターで人権擁護委員による特設相談所を開設しています。不当な差別、家族間や近隣でのトラブルなど、人権に関係する相談でしたら何でも結構です。

相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽にお越しください。

誰でも、どこでも、自分らしく 男女共同参画週間 6/23～29

性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、「男女共同参画週間」を毎年6月23日～29日に設けています。

本町では、男女共同参画社会の実現に向けた講演会を行います。

【日時】 6月24日(火) 午後6時30分～8時

【場所】 総合センター 大集会室

【講師】 佐藤 淳子さん

(とっとり災害支援連絡協議会会長)

【演題】 男女共同参画週間だからこそ再確認！
～男女共同参画って必要？～

皆さまの参加をお待ちしています。

問合せ先

役場総務課

☎75-4111